

令和2年 第3回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和2年3月10日（火）午前9時27分～10時20分		
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第3会議室		
3. 委員総数	12名		
4. 出席した委員（12名）	1番 須田貴志 2番 佐藤 直 3番 須藤孝子 4番 巴 朋之 5番 斎藤勝義 6番 斎藤文男 7番 佐藤久美子 8番 斎藤久江 9番 森 榮一 10番 加藤朋光 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊 (傍聴人 推進委員 安倍俊幸、伊藤盛雄)		
5. 欠席した委員（0名）			
6. 総会議長	会長 小林 豊		
7. 会議録署名委員	1番 須田貴志 2番 佐藤 直		
8. 出席した事務局職員	事務局長 村上 司 副主幹兼班長 小森俊英 副主幹 三浦利枝		
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議		
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【8件】		
報告第5号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【9件】		
議案第7号	農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について ・・・【2件】		
議案第8号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について ・・・【109件】		

議案第 9 号

令和 2 年度下限面積（別段面積）について

議案第 10 号

にかほ市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

◆事務局長

ただ今より、令和 2 年第 3 回にかほ市農業委員会総会を開会致します。

はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。

（開会 午前 9 時 27 分）

◇会長

【 会長挨拶 】

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。本日、欠席の届け出はありませんでした。

ただ今の出席委員は、委員総数 12 名中 12 名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。

◇議長

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。

1 番須田貴志委員、2 番佐藤 直委員の両名にお願いいたします。

◇議長

日程第 2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日 1 日限りと決定してご異議ございませんか。

・ ・ ・（異議なしの声あり）・ ・ ・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りといたします。

◇議長

日程第 4 諸般の報告であります。

【 詳細に説明 】

◇議長

日程第 5 議案審議に入ります。

報告第 4 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 7 頁です。

報告第 4 号 - 1 につきましては、他の農業者からの借入希望があったことによる合意解約であります。解約した農地につきましては、議案第 8 号 - 1 5 に上程されております。

報告第 4 号 - 2 につきましては、兼業農家である貸渡人の経営規模の縮小に向けた賃貸借でありましたが、貸渡人による耕作が可能となったことにより合意解約するものであります。

報告第 4 号 - 3 につきましては、兼業農家である借受人において、耕作困難となったための合意解約であります。解約した農地につきましては、議案第 8 号 - 5 6 に上程されております。

報告第 4 号 - 4 と 5 につきましては貸渡人、借受人とも同一であり、借受人の都合による合意解約であります。

報告第 4 号 - 6 につきましては、新たな耕作者が見つかったということでの合意解約であります。解約した農地につきましては、議案第 8 号 - 9 5 に上程されております。

報告第 4 号 - 7 につきましては、そばの作付地として借り受けておりましたが、そば栽培部門を縮小するということでの合意解約であります。

報告第 4 号 - 8 につきましては、そば栽培を目的とした賃貸借でしたが、新たに水稻栽培を目的とする借受人が見つかったための合意解約であります。

◇議長

報告第 4 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇齋藤久江委員

7 番については、そばの作付けを縮小するということでの合意解約ということですが、この土地が条件的にあまり良くない土地ということで、縮小するということでしょうか。

◇議長

こちらの案件は、議事案件ではなく報告でありますので、当事者である、巴委員より報告していただければと思いますが、いかがでしょうか。

◇巴朋之委員

昨年度、そばの価格が下がったということで、今後の対応を検討したところ、他に、そばの栽培を続けたいという方がいまして、その方が借り受けている田があり、場所を交換することで話が整ったため、合意解約するものであります。

◇議長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 他にご質問、ご意見ないようですので、報告第4号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長 次に報告第5号農地の転用事実に関する照会についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書9頁です。報告第5号農地の転用事実に関する照会が秋田地方法務局本荘支局より9件ありました。

場所は、金浦字十二の前地内の地目が田の農地27筆です。位置図と公図を11頁と12頁に掲載しておりますが、照会のあった農地はいずれもT D K [] 工場の敷地となっている土地であります。全て工場敷地或いは駐車場として転用申請があり、昭和55年8月から平成元年2月の間に許可されたものでありますので、その旨回答しております。

現地については、どちらも既に転用許可が成されている案件でありますので、事務局職員による状況調査と書類等の確認を行った上で、前述のとおり回答しております。

◇議長 報告第5号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇齋藤文男委員 当初、T D Kで工場を建てる時に、将来T D Kが撤退する時は、田んぼに復元して返すということだったよう聞いていますが、実際はどのような約束だったのでしょうか。

◆事務局班長 当時の書類によると、転用許可申請書に契約書の写が添付されておりまして、その契約書によると、返却する時は宅地として返却すると書いていました。当時、宅地にするとして転用申請をしていた訳ですが、地目を変更していなかった為、今回、宅地に地目を変更しようとしたのですが、法務局としては、建物が建っている状態でなければ、宅地への地目変更は認められないということもあって、急ぎ大量の変更手続きとなり、照会案件となつたものです。

- ◇議長 他に、ご質問、ご意見ございませんか。
- ・・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、報告第5号については同意することに決定してご異議ございませんか。
- ・・・・〈異議なしの声〉・・・
- ◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。
- ◇議長 次に議案第7号農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案書13頁です。議案第7号-1と2につきましては、どちらも経営移譲年金受給の為の更新であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであり、どちらも農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
- ◇議長 議案第7号-1と2の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。
- ・・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、初めに議案第7号-1について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。
- ・・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。
- ◇議長 次に議案第7号-2について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。
- ・・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。
- ◇議長 次に、議案第8号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利

用集積計画の決定についてを上程します。説明を求める前に、議案第8号－1は、7番佐藤久美子委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会會議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

（7番 佐藤久美子委員退席） （午前9時43分）

◇議長

議案第8号－1について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第8号について説明する前に、議案第8号の初めの文書が抜けておりましたので、今回配布しておりますので、追加をお願いします。

それでは説明いたします。議案書20頁です。市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の設定の計画が109件であります、新規が28件、再設定が81件で、利用権設定の総面積は711,361m²となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。

それでは、説明いたします。議案第8号－1は賃借権の再設定であります。その契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第8号－1の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・（なしの声あり）・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第8号－1については原案通り承認することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・（挙手全員）・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

7番 佐藤久美子委員の入室を許可します。

（7番 佐藤久美子委員着席） （午前9時45分）

◇議長

引き続き、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案第8－2から20までを説明いたします。

議案第8号－2は賃借権の再設定であります。その契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第8号－3と4は受人が同一であり、どちらも賃借権の新規であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第8号－5は賃借権の再設定であります。その契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第8号－6と7は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第8号－8と9はどちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第8号－10から12は受人が同一であり、10と12は賃借権の再設定、11は使用賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第8号－13と14は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第8号－15は賃借権の新規であります。その契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第8号－16は賃借権の再設定であります。その契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第8号－17と18は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第8号－19と20は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第8号－2から20までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・(なしの声あり)・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第8号－2から20については、原案通り承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

- ◇議長 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。
- ◇議長 次の議案第8号-21は、8番齋藤久江委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。
(8番 齋藤久江委員退席) (午前9時49分)
- ◇議長 議案第8号-21について、事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案第8号-21は賃借権の再設定であります。その契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであります。
- ◇議長 議案第8号-21の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようすで、議案第8号-21については原案通り承認することに、賛成の方の挙手をお願いします。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。
8番 齋藤久江委員の入室を許可します。
(8番 齋藤久江委員着席) (午前9時51分)
- ◇議長 続けて説明を求めます。
- ◆事務局長 議案第8号-22から31まで説明します。
議案第8号-22と23は受人が同一であり、どちらも賃借の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであります。
議案第8号-24と25は、どちらも賃借の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであります。
議案第8号-26から29は受人が同一であり、全て賃借権

の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第8号－30と31は、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第8号－22から31までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第8号－22から31については、原案通り承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

次の議案第8号－32から37までは、3番須藤孝子委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈3番 須藤孝子委員退席〉 (午前9時53分)

◇議長

議案第8号－32から37まで、事務局の説明を求めます。

◆義務局長

議案第8号－32から37は受人が同一であり、全て賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第8号－32から37までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第8号－32から37については、原案通り承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

3番 須藤孝子委員の入室を許可します。

(3番 須藤孝子委員着席) (午前9時55分)

◇議長

続けて、説明を求めます。

◆事務局長

議案第8号-38から45まで説明します。

議案第8号-38から40は受人が同一であり、38は賃借権の再設定、39は使用貸借権の再設定、40は賃借権の新規であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第8号-41は賃借権の新規であります。その契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第8号-42と43は、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであります。

議案第8号-44は賃借権の新規であります。その契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第8号-45は賃借権の再設定であります。その契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第8号-38から45までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・(なしの声あり)・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第8号-38から45については、原案通り承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・(挙手全員)・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

次の議案第8号-46は、9番森榮一委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

(9番 森榮一委員退席) (午前9時58分)

◇議長	議案第8号－46について、事務局の説明を求めます。
◆事務局長	議案第8号－46は賃借権の再設定であります。その契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであります。
◇議長	議案第8号－46の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
	・・・〈なしの声あり〉・・・
◇議長	ご質問、ご意見ないようですので、議案第8号－46については原案通り承認することに、賛成の方の挙手をお願いします。
	・・・〈挙手全員〉・・・
◇議長	挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。 9番 森榮一委員の入室を許可します。 (9番 森榮一委員着席) (午前10時00分)
◇議長	続けて、説明を求めます。
◆事務局長	議案第8号－47から74まで説明いたします。 議案第8号－47と48は、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであります。 議案第8号－49から55は受人が同一であり、49から53までは賃借権の再設定、54と55は賃借権の新規であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。 議案第8号－56から69は受人が同一であり、56と57は賃借権の新規、58から66までは賃借権の再設定、67と68は使用貸借権の再設定、69は使用貸借権の新規であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。 議案第8号－70と71は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。 議案第8号－72から74は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第8号－47から74までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・(なしの声あり)・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第8号－47から74については、原案通り承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・(挙手全員)・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

続けて説明を求めます。

◆事務局長

議案第8号－75から77までは、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第8号－78と79は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第8号－80から84は受人が同一であり、全て賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第8号－85と86は、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであります。

議案第8号－87は賃借権の新規であります。その契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであります。

議案第8号－88から98は受人が同一であり、88から93までは解除条件付賃借権の再設定、94から98までは解除条件付賃借権の新規であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第8号－99から109までは、全て農地中間管理事業を利用するものであります、賃借権の新規であります。それぞれの契約条件は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第8号－75から109までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第8号－75から109について原案通り承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長 次に議案第9号令和2年度下限面積（別段面積）についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書89頁です。

昨年度の総会において、農地法第3条第2項第5号の規程による下限面積（別段の面積）について、にかほ市全域を対象として10アールに設定し、更にはこれに優先して適用するものとして、にかほ市空き家情報登録制度において登録された空き家に付属した農地等については、同法に基づく別段面積を1アールと設定したところであります。別段面積を設定する理由としましては、農地の有効利用を図る観点から、耕作意欲のある新規就農者の参入を促し、耕作放棄地の解消と発生の未然防止に資するためであります。

また、この下限面積の設定につきましては、農林水産省通達の「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は毎年検討することとされているところでありますので、今回の総会において意見を求めるものでございます。下限面積を変更し別段面積を設定して1年が経緯しておりますが、特に問題等は生じておりませんので、令和2年度も引き続き同様の面積を設定するものであります。

なお、空き家に付属した農地の権利取得につきましては、「空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」を制定しており、この基準に基づいて取り扱うこととしておりますので、参考資料として提出しているところです。

◇議長 議案第9号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見無いようですので、議案第9号について原案通り承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・(挙手全員)・・・

◇議長

挙手全員ですので、議案第9号について原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次に議案第10号にかほ市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書90頁です。

議案第10号につきましては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第2項の規定により、「にかほ市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、変更するに当たり意見を求めるものであります。

変更する指針の案については、議案書91頁より掲載しておりますので、ご覧下さい。

提案理由として、本指針は、平成28年4月1日改正の農業委員会等に関する法律で新たに規定され、それに伴ってにかほ市農業委員会において審議を行い、10カ年度後を目標とした指針を平成29年1月10日に制定したものでございまして、農業委員会の委員の改選期である3年後ごとに農地等の利用の最適化に関する状況を把握したうえで、検証・見直しを行うこととしていたものでございます。今年度、農業委員会の委員の改選期を向かえ、農業委員会も新体制となりましたので、本指針を検証して見直し等をし、改正するものでございます。

指針に登載する内容といたしましては、目標と推進方法を登載する必要がございまして、農地等の利用の最適化に関することに密接な項目を3点あげており、目標と推進方法をそれぞれ設定することとしております。

前期3年間の活動においては、未だ殆どの項目において目標達成には至っておりませんが、これまでの活動実績等を踏まえ、今年度からの新たな10年の指針として見直しを行いまして、改定後の指針（案）を作成しているものでございます。

なお、改定後の指針は現行指針同様、農業委員会の委員の改選期にあわせ、検証と見直し等を行うこととしております。

また、本指針の改定後の施行年月日につきましては、承認後、

所定の事務手続きを経て、告示日からといたしますので、併せてご審議をお願いいたします。

◇議長 議案第10号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇議長 暫時休憩します。 (午前10時10分)

◇議長 再開します。 (午前10時18分)

◇議長 ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・(なしの声あり)・・・

◇議長 ご質問、ご意見無いようですので、議案第10号について原案通り承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・(挙手全員)・・・

◇議長 挙手全員ですので、議案第10号について原案通り承認することに決定致します。

◇議長 以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございました。

(閉会 午前10時20分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和2年3月10日

会議録署名委員

総会議長 会長

委 員 1番

委 員 2番

